

平成21年5月7日

(9:00現在)

三重大学学生、教職員及び全ての関係者各位

新型インフルエンザ対策本部

本部長 内田 淳 正

帰国時自宅待機期間の変更について（至急連絡）

標記のことについて、5月1日9:00現在の通知により、全ての海外からの帰国者については、帰国後10日間自宅待機をして頂くようお願いしたところですが、各国における新型インフルエンザ感染者の発生状況^(※)並びに今回の新型インフルエンザが弱毒性とみられること等を考慮し、対策本部にて検討の結果、帰国時の取扱いを下記のとおりとします。なお、今後とも状況に応じて取り扱いを見直す場合がありますので、本学ホームページ等での情報に十分ご留意願います。

各部局におかれましては、学生・教職員への周知方よろしく願います。

記

1. メキシコ、米国本土、カナダからの帰国者（渡航者）について

厚生労働省が感染の蔓延している国と定めた（5月5日現在）、メキシコ、米国本土、カナダからの帰国者（渡航者）については、空港での検疫で問題がなくても、帰国した日から10日間の自宅待機とする。また、毎日の健康状況を記録（様式HPに掲載）し、発熱（38℃以上）、せき等の症状があれば速やかに発熱相談センター窓口（別紙）へ必ず電話で相談し、感染症指定医療機関での受診などの指示を受けること。

また、発熱相談センターへの相談後は、本学連絡先（別紙）へも報告すること。

2. そのほかの発生国からの帰国者（渡航者）について

そのほかの発生国からの帰国者（渡航者）については、空港での検疫で問題がなくても、帰国した日から4日間の自宅待機とする。また、毎日の健康状況を記録（様式HPに掲載）し、発熱（38℃以上）、せき等の症状があれば速やかに発熱相談センター窓口（別紙）へ必ず電話で相談し、感染症指定医療機関での受診などの指示を受けること。

また、発熱相談センターへの相談後は、本学連絡先（別紙）へも報告すること。

3. 発生国以外の国からの帰国者（渡航者）について

発生国以外の国（帰国後に発生国となった場合を含む）からの帰国者（渡航者）については、自宅待機の必要はないものとする。ただし、帰国した日から4日間の健康状況を記録（様式HPに掲載）し、発熱（38℃以上）、せき等の症状があれば自宅待機の上、速やかに発熱相談センター窓口（別紙）へ必ず電話で相談し、医療機関での受診などの指示を受けること。また、発熱相談センターへの相談後は、本学連絡先（別紙）へも報告すること。

(※) 5月7日6:40現在 24カ国 2,114人

(メキシコ、米国、カナダ、スペイン、英国、ドイツ、ニュージーランド、イスラエル、フランス、イタリア、エルサルバドル、コロンビア、コスタリカ、アイルランド、スイス、オーストリア、韓国、香港、デンマーク、オランダ、ポルトガル、グアテマラ、スウェーデン、ポーランド)